

北海道宗谷総合振興局告示第1036号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第1号に掲げるたこ漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年6月21日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
たこ漁業 (たこばこ、たこからつり縄及びたこいさり)	宗谷総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸町と雄武町との界から43度30分の線以北の海域のうち、たこ漁業を内容とする共同漁業権漁場区域を除く海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、9月1日から翌年8月31日まで	616隻	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	令和5年6月26日から令和5年7月25日まで	1. 許可の有効期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年9月1日から令和6年8月31日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (2)たこばこ及びたこからつり縄にあっては、海中に敷設する漁具の各のしるの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (3)海中に敷設するたこばこの数は2,000個以内でなければならない。 (4)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (5)我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。